奈良県告示第二百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり決定し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県土木部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月十二日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　道路の種類　一般国道

二　路　線　名　一六八号

三　道路の区域

区　間	敷地の幅員 メートル	延　長 メートル	備　考
香芝市北今市五丁目六二九番一先から香芝市北今市三丁目一三九番四先まで	一七・〇～七三・二	二九二一・〇	

四　供用開始年月日

平成二十三年七月十二日